

神戸市立西須磨小学校 いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

西須磨小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針(以下、「西須磨小学校基本方針」という。)を策定します。

令和7年4月 神戸市立西須磨小学校

1. いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、西須磨小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながら、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、神戸市いじめ指導三原則「**するをゆるさず、されるを責めず、第三者なし**」を核とした指導を継続して行っていきます。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え

○いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する全ての児童に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的(身体的な)な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該児童の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3. 教職員の姿勢

- ・ 先ずは、いじめられた児童の立場に立って考えます。
- ・ 児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係づくりに努めます。
- ・ 分かる授業、一人一人の児童の活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己肯定感や自己有用感を高めます。
- ・ 児童、教職員の人権感覚をより一層高めます。
- ・ いじめの兆候を見逃さないように教師それぞれがアンテナを高く保ち、日常より教職員相互が積極的に児童の情報を交換し、「暴力を伴う」「暴力を伴わない」に関わらず、軽微なことでも情報の共有に努めます。
- ・ 児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・ 「いじめは、決して許さない」という強い姿勢を様々な場面で児童に伝えます。
- ・ いじめの問題を一人で抱え込まず、学年、生徒指導係、管理職に報告し、組織的に対応します。
- ・ 保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

4. 校内いじめ防止対策委員会

(1) 校内いじめ防止対策委員会の設置

いじめの認知は、校長、教頭、学年主任、生徒指導係、養護教員、スクールカウンセラー等の参加による「校内いじめ防止対策委員会」を開催し、情報を共有した上で行います。

●「校内いじめ防止対策委員会」の実施内容と年間計画

	「いじめ防止対策委員会」の取組	全職員での取組
1 学 期	【4月】 ・いじめの未然防止・早期発見の取組内容の検討 ・いじめ問題行動に対する学校の対応の確認 【5月】 ・学級集団づくりの研修 (児童理解の研修) 【6月】 ・いじめアンケートの内容確認 【7月】 ・アンケート結果の考察と1学期の取組反省	【4月】 ・関係機関との連絡(担当者の確認) →生徒指導係 ・学校のいじめ問題に対する方針の保護者への説明〔PTA総会時 校長から〕 【6月】 ・いじめについての研修〔職員研修〕 ・いじめアンケートの実施 【7月】 ・アンケートの結果を踏まえた、全職員への共通理解
2 学 期	【9月】 ・2学期の取り組み内容の計画と確認 【11月】 ・いじめアンケートの内容確認 【12月】 ・アンケート結果の考察 と2学期の取組反省	【9月】 ・夏休み中の児童の様子について情報交換 〔生徒指導委員会→職員会議〕 【11月】 ・いじめアンケートの実施 【12月】 ・アンケート結果の考察(共通理解) と2学期の取組反省
3 学 期	【1月】 ・3学期の取組内容の計画と確認 ・いじめアンケートの内容確認 【2月】 ・3学期の取組反省 ・アンケート結果の考察 【3月】 ・来年度に向けての内容検討	【1月】 ・冬休み中の児童の様子について情報交換 〔生徒指導委員会→職員会議〕 【2月】 ・いじめアンケートの実施 ・3学期の取組反省 【3月】 ・アンケート結果の考察(共通理解) ・来年度に向けての内容検討
●定期的な取組 ・毎月の生徒指導委員会・職員会議や毎週の学年研修で各学年からの児童についての情報交換を実施 ・緊急制のあるものは、「校内いじめ防止対策委員会」をすぐに開催 ・毎日の児童観察〔毎日〕		

(2) 校内いじめ防止対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該児童担任を加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

5. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

(1) 思いやりの心をはぐくむ教育

- ・授業をはじめ道德教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育みます。

(2) 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

- ・仲間同士で認め合い、支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- ・「命の大切さを実感させる活動」「問題解決能力を育む自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

(3) 規範意識を身につけ、自浄力のある児童集団の育成

- ・全ての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- ・見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。

6. いじめの早期発見

いじめは、早期発見することが早期解決につながります。そのために日頃から児童との信頼関係の構築と見守りに努めます。

(1) 信頼関係の構築

- ・日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で、担任を中心とした深い信頼関係を築きます。

(2) 児童理解

- ・平素から児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化や

いじめのサインを見逃さないように注意します。

- ・定期的にアンケート等を実施し実態の把握に努め、いじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

- ・養護教員やスクールカウンセラーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機会を設定します。

(4) 関係機関との連携

- ・教育相談指導室やこうべっ子悩み相談「いじめ（ネットいじめ）・体罰・こども安全ホットライン(24 時間電話相談)」など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

7. いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い、対応します。

(1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聞き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。
- ・関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聞き取り、関係教職員で情報を共有し、組織的に対応します。

(2) いじめの指導

- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせます。
- ・関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。
- ・児童、保護者に適時、適切な方法で経緯や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター、人権擁護機関等の関係機関と連携して解決にあたります。
- ・指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

8. 特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常学級との交流・共同学習を積極的に進めます。

9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓

発に努めます。

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

10. 家庭・地域との連携

- ・PTA、神戸っ子応援団、学校運営協議会等、保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組む、児童の様子を積極的に見守ります。
- ・PTAや学校運営協議会、地域の会合等で、学校のいじめ問題への取組について情報を発信します。
- ・児童、保護者、地域が一緒に参加する会議等を開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組めます。

11. 教職員の資質力の向上

- ・いじめ問題や生徒指導の校内研修の実施し、教職員の資質の向上に努めます。

12. 関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、少年サポートセンター、スクールソーシャルワーカー、こども家庭センター、医療機関、須磨区子育て支援室、法務局等)との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

●関係機関〔連絡先〕

- ・神戸市こども家庭センター…599-7300
- ・西部少年サポートセンター…578-4395
- ・須磨警察署 少年係…731-0110
- ・須磨区役所 子ども家庭支援室…731-4341

13. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け調査します。

(2) **調査結果の報告**

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに報告書を提出します。
- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して適時、適切な方法で説明します。

14. その他

本校は、校内いじめ防止対策委員会によって、適宜西須磨小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改定します。